

## 生駒市中小企業新型コロナウイルス感染症対応利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業者で、金融機関に借入金の利子を支払った中小企業者に対して予算の範囲内において利子補給金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の交付対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、生駒市中小企業融資規則(平成12年3月生駒市規則第18号)の規定により令和4年4月1日から令和4年12月31日の間に新型コロナウイルス感染症対応融資である旨の証明書を添えて申請し、融資を受けた中小企業者で、融資を受けた金融機関に当該融資にかかる借入金の利子を支払った者とする。

(利子補給金の交付期間)

第3条 利子補給金の交付対象期間は、令和4年4月1日から令和9年12月31日までとする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、第2条に規定する利子(延滞利子を除く。)のうち年利1パーセントに相当する額(借入金の融資利率が2%未満の場合にあっては、当該利子の2分の1に相当する額)とする。

2 前項の利子補給金の額は、1月1日から同年の12月31日までの期間(本市から補給を受けた債務保証料に係る保証期間内の期間に限る。以下この項において「対象期間」という。)で算出するものとする。ただし、月の初日から末日までの期間にわたり次に掲げる事由に該当するときは、当該期間を対象期間から除くものとする。

(1) 個人にあっては、本市の住民基本台帳に登録されていないこと(外国人にあっては、本市の外国人登録原票に登録されていないこと。)

(2) 法人にあっては、本市に登録されている事務所を有していないこと。

3 前項の規定について生駒市中小企業融資規則第2条第2項の新規創業者等にあっては、前項の規定及び本市において事業を営んでいない場合に該当すると

きは、当該期間を対象期間から除くものとする。

(交付の申請等)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、利子補給金交付申請書（別記様式）を市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、かつ、融資を受けた金融機関への当該利子の支払状況等を調査し、適当と認めるときは、当該申請者に対して利子補給金を交付するものとする。

3 次のいずれかに該当する場合は当該中小企業者に対する利子補給金は交付しないものとする。

(1) 奈良県信用保証協会が中小企業に代わって金融機関に借入金の弁済を行ったとき、または行う見込みのあるとき。

(2) 当初の保証に関する返済条件について変更があったとき。

(3) 第1項の規定による申請が、同項の規定により市長が定める期間の属する年度を越えてなされたとき。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(5) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(関係書類の検査等)

第6条 市長は、利子補給金の交付を受けた者に対し、関係書類、帳簿等の検査を行い、又は、必要な指示をすることができる。

(利子補給金の返還)

第7条 市長は、利子補給金の交付を受けた者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたときは、交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(施行の細目)

第8条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。